

法令名	消防法	所管課	予防課
処分の種類	防火対象物の使用の禁止、停止又は制限		
根拠条項	第5条の2第1項	処分権者	消防長、消防署長
根拠条文	<p>法第5条の2第1項 消防長又は消防署長は、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について次のいずれかに該当する場合には、権原を有する関係者に対し、当該防火対象物の使用の禁止、停止又は制限を命ずることができる。</p> <p>1 前条第1項、次条第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあっては履行されても当該期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合</p> <p>2 前条第1項、次条第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令によっては、火災の予防の危険、消火、避難その他の消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合</p>		
処分基準	<p>1 1号 必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、履行されない等のため、引き続き、「火災の予防に危険であると認められるとき」、「消火、避難その他の消防の活動に支障になると認められるとき」又は「火災が発生したならば人命に危険であると認められるとき」</p> <p>2 2号 「火災の予防の危険を除去することができないと認められるとき」、「消火、避難その他の消防の活動の支障を除去することができないと認められるとき」又は「火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認められるとき」 なお、1又は2の認定に当たっては、具体的な火災発生の危険性又は支障が認められるとき。</p>		
行政手続法適用の有無	有		
意見陳述の機会の付与	要（理由 行政手続法第13条第2項第1号に該当する場合は不要）		
区分	弁明		
制定年月日	平成16年8月31日		
施行年月日	平成16年9月1日		